会社	会社名	株式会社 藤崎		
概要	従業員数	754名	業種	小売業(百貨店)

1. ねらい

従業員が安心して働ける環境の整備に取り組み、従業員一人ひとりが個々の能力を最大に発揮し、やりがいや充実感を感じながらイキイキと活躍できる会社をめざす。

2. 施策内容

- (1) 働き方・休み方改革
- ①育児短時間勤務:有期雇用者も含め平成26年9月1日より育児短時間勤務の取得期間を無期限に変更(社員はそれまでは最長7年間・有期雇用社員は法定通り)
- ②有給休暇の取得促進策
 - a パーソナル休暇: 誕生日や学校行事等(取得制限理由は特になし)の理由で年間2日(有休休暇) 取得可能
 - b 半日休暇:「勤務開始から3時間45分」または「勤務終了前の3時間45分」を勤務時間とし、 それ以外を休暇とし年間6回(有給休暇3日消化)取得可能
 - c 連続休暇に付加:連続休暇用休日(10日)に有給休暇4日を付加し取得
- ③国民祝日休暇:年次有給休暇とは別に年間14日付与
 - ※有給休暇の取得順⇒前年度有給休暇、国民祝日休暇、本年度有給休暇の順
- ④ストック有給休暇:失効した有給休暇を上限60日までストックし、家族の看護・介護を事由に取得
- ⑤配偶者への出産休暇:出産当日の前後通算2日間(休日を含む)付与
- ⑥慰労休暇
 - a20年勤続慰労休暇:勤続満20年 連続7日(休日含む)旅費(上限あり)も支給
 - b 永年勤続慰労休暇: 勤続満30年以上かつ満55歳以上 連続14日(休日含む) 旅費(上限あり) も支給
- (7)看護・介護休暇: 年次有給休暇とは別に有給で付与
- ⑧裁判員特別休暇: 年次有給休暇とは別に有給で付与
- (2) 仕事と介護の両立支援
- ①再雇用制度

結婚・出産・育児・看護・介護・配偶者の転勤等の理由で退職した社員の再雇用制度 条件により社員や有期社員として再雇用する。

②介護休職

休職期間:最長2年以内。但し、期間が2年を超えて必要な場合は、さらに1年以内の休職期間の 延長を認める場合もある。

③介護勤務

取得期間:1カ月単位で1対象家族につき1回

取得回数:1対象家族につき1回

3. 取組実績・効果

·平成27年度育児休職取得者数 社員10名、有期雇用社員5名 取得率100%

• 育児短時間勤務者

社員17名、有期雇用社員3名